

# 職員の給与等に関する報告および勧告に当たって（談話）

令和6年10月17日

滋賀県人事委員会委員長 池田美幸

本日、人事委員会は県議会および知事に対して、職員の給与等について報告し、併せて月例給および特別給の改定について勧告しました。

人事委員会による給与勧告は、毎年、地方公務員法に基づく給与決定の諸原則により、職員の給与を民間の給与と均衡させるために行っているものです。

給与勧告の基礎となる職種別民間給与実態調査に御協力いただいた事業所の皆様に心から御礼申し上げます。

本年の勧告では、職員の給与と民間の給与を比較したところ、公務が民間を下回っていたことから、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、公民較差の解消を図るため、給料表の引上げを行うこととしました。また、特別給についても、公務が民間の支給割合を下回っていたことから、引き上げることとしました。

また、本年、人事院は、現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換するため、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備を勧告しました。本委員会は、これを踏まえ、地方公務員法の均衡の原則に基づき必要な対応を検討した結果、国に準じて給与制度の見直しを実施することとし、給料表および地域手当、扶養手当、通勤手当等の諸手当の見直しを令和7年度から実施するよう勧告を行いました。

人事管理に関しては、喫緊の課題である人材の確保に向けた採用試験の見直しや採用辞退者の抑制、さらには若手職員の離職の防止に言及しているほか、働き方改革の推進と勤務環境の整備を図るため、長時間労働を是正し、職員の健康確保を図るとともに、仕事と家庭生活の両立支援やハラスメント防止の取組を進める観点からも報告を行いました。

給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されている代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものであります。また、勧告の実施を通じて職員に適正な処遇を確保することは、職員の士気の高揚や有為な人材の確保など、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるものであります。

県議会および知事におかれては、人事委員会の給与勧告制度の果たす役割に深い理解をいただき、本勧告等の内容について必要な措置を講じることにより、職員の適正な処遇が確保されるよう要請します。

また、県民各位におかれては、人事委員会勧告制度の意義ならびに職員に適正な処遇を確保することの必要性について、深い御理解を賜りたいと存じます。